

令和元年度弘前市景観審議会

会議内容

会議の名称	令和元年度 第1回 弘前市景観審議会	
開催年月日	令和2年1月28日(火)	
開始・終了時刻	10時00分 から 11時20分まで	
開催場所	弘前市役所市民防災館3階防災会議室	
議長等の氏名	会長 北原 啓司	
出席者	委員 北原 啓司 委員 石澤 敏行 委員 須藤 弘敏 委員 前田 卓 委員 吉澤 葉子 委員 漆澤 知昭 委員 清藤 哲夫 委員 中坪 勝	
欠席者	委員 藤崎 浩幸 委員 高瀬 雅弘 委員 南 直之進 委員 澤頭 潤	
事務局職員の名	都市整備部 部長 都市計画課 課長 都市計画課 課長補佐 都市計画課 景観係長 都市計画課 総括主査 都市計画課 技師 都市計画課 技師 文化財課 主幹兼埋蔵文化財係長 文化財課 主事	野呂 忠久 中田 和人 中川 元伸 工藤 孝幸 佐々木 美子 宮舘 歩夢 守屋 圭那 岩井 浩介 東海林 心
関係人出席者	青森県都市計画課都市計画・景観グループ 主幹 浅利 洋信	

<p>会 議 の 議 題</p>	<p>1 開 会 2 議案審議 ・議案第1号「弘前市景観計画の変更について」 3 報 告 ・報告第1号「弘前市景観条例施行規則の一部改正等について」 ・報告第2号「景観重要建造物の指定について」 ・報告第3号「景観まちづくり刷新支援事業について」 4 閉 会</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>別添議事録のとおり</p>
<p>会 議 資 料 の 名 称</p>	<p>議案第1号 弘前市景観計画の変更について 報告第1号 弘前市景観条例施行規則の一部改正等について 報告第2号 景観重要建造物の指定について 報告第3号 景観まちづくり刷新支援事業について</p>
<p>会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)</p>	<p>別添議事録のとおり</p>
<p>その他必要事項</p>	

令和元年度弘前市景観審議会

会議内容

【議案第1号】「弘前市景観計画の変更について」

○説明事項

事務局より大森勝山遺跡周辺に「景観形成重点地区」及び「眺望景観保全地区」を指定し、屋外広告物条例の規制を上乗せする経緯及び景観形成基準等の概要について説明。

(北原会長)

今、説明された議案第1号について、委員の皆様、ご質問やご意見がありますでしょうか。委員の皆様お考えの間に、住民説明会の参加状況等について、事務局から説明願います。

(事務局：工藤係長)

住民説明会は11月8日（水）及び12月1日（日）、裾野公民会で開催。農繁期ということもあり、1回目の参加者は新聞記者の方が1名、2回目は地区住民の方2名であった。

(前田委員)

屋外広告物の規制について、壁面に複数ある場合は複数合計して、広告板で裏表ある場合は、裏表合計した面積が30㎡まで設置可能、ということ間違いはないか。広告板の場合、両面で30㎡まで設置可能で、マンセル値8を超える色彩は2分の1までということであるが、片面がマンセル値8を超え、片面が超えない、という看板も想定される。合計で2分の1だと基準が緩いと思うが、そのような時の判断はどうするのか。

(事務局：佐々木)

自家用広告物の場合は30㎡まで、非自家用広告物の場合は2㎡まで設置可能となる。裏表ある広告物の場合、面積は両面での積算となるため、色規制も両面合わせた面積で判断する。

(事務局：中田課長)

訂正する。裏表ある場合は、それぞれの面でマンセル値2分の1以下となるようにということである。

(北原会長)

裏表合計で積算すると、片面全部明るい看板が設置可能である。片面ずつ判断するというのが正しい。勘違いされるので明記するよう。

変更の主旨は明白であり、疑義はないと思うが、捉え方に誤解を生じうまく伝わっていないともったいない。他にご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。他にないようなので、これで意見及び質疑を終結する。
お諮りします。議案第1号は原案のとおりとしてご異議はございませんでしょうか。

(なしの声)

(北原会長)

ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり決定する。

なお、さきほど質疑があった広告物の件については、施行の際、必要があれば説明を記載する等願います。

【報告第1号】「弘前市景観条例施行規則の一部改正等について」

○説明事項

事務局より弘前市景観計画の変更に伴う、弘前市景観条例施行規則の一部改正、並びに屋外広告物条例の禁止地域を追加する旨説明。

(北原会長)

今、説明があった報告第1号について、委員の皆様、ご質問やご意見はございますか。

(石澤委員)

悪意を持って禁止地域に設置した場合、撤去命令等、除却するような制度はあるのか。

(事務局：工藤係長)

届出を原則とするので、まずは届出をしていただき、協議の中で適合するよう、修正を図っていきたい。万一、届出なく設置してしまった場合、景観法の規定により、景観計画に適合しない行為をしようとする者、した者には変更命令が可能である。また、無届で設置してしまったものに関しては、行政代執行による撤去等の手段がある。行政代執行の前段階の手続きである変更命令を行う場合は、権利関係に関わるものであるため景観審議会にお諮りすることとなっている。

(北原会長)

かつての景観条例は都市像を示す、協力して欲しいというものであったが、景観法の成立に

より厳しくなった。変更命令等の事態が起こらないのが望ましいが、そのような事態もありうる。他にご質問やご意見がありますでしょうか。

様式の改正で、景観形成重点地区の「お城周り地区」も赤く表示されているが、これまで1地区しかなかったため記載する必要がなかっただけで、「大森勝山遺跡周辺地区」を新設したために、表記せざるを得なくなったという解釈でよいか。

(事務局：景観係 佐々木)
会長の解釈で間違いない。

(北原会長)
では、こちらはさきほど同意した景観計画の変更に伴うものであり、そのまま進めていただきたい。

【報告第2号】「景観重要建造物の指定について」

○説明事項

事務局より景観重要建造物の指定について報告。

(北原会長)
今、説明があった報告第2号について、委員の皆様、ご質問やご意見はありますか。

(中坪委員)
以前、開雲堂とともに景観重要建造物の指定を審議した名曲&珈琲ひまわりの件について、その後の報告をお願いしたい。また、一戸時計店の現況についてお知らせ願いたい。

(事務局：工藤係長)
名曲&珈琲ひまわりについて、以前景観審議会からご指摘をいただきましたので看板の道路占有許可状況について確認したところ、基準に適合していないことが判明し、所有者様とご相談し、今回の指定は見送りとした。
一戸時計店について、現在、弘前れんが倉庫美術館の運営会社であるN&A株式会社が事務所として活用している。市としては、一戸時計店は土手町のシンボリックな建物であると考えており、今後も土手町を民間が盛り上げていただければと考えている。

(北原会長)

一戸時計店は景観重要建造物への指定はされているのか。景観重要建造物に指定されたものが活用されなくなったらどうなるのか、という質問の趣旨であり、活用されているのであれば、指定を続けていきたいという回答よいか。指定方針について、お答え願いたい。

(事務局：工藤係長)

一戸時計店は景観重要建造物に指定はされていない。景観重要建造物の指定方針について、委員の皆様からご助言をいただきながら、どういった基準にするのか、エリアや建物の基準、指定順位等、精査しながら検討していきたい。

(北原会長)

景観重要建造物の指定方針について、2年程前の景観審議会において、景観刷新事業が入ったため、指定についてもエリア設定し、優先順位を定めた。一戸時計店のご主人は亡くなられたが、指定候補から外すわけではなく、その優先順位を活用し、指定していく方針だということによいか。

(事務局：工藤係長)

一戸時計店を指定候補から外すことは考えていない。

(北原会長)

わかりました。

景観重要建造物の第16号、17号について、具体的に、委員にお話しする段階になっていないということによいか。現状でいいのでご説明願いたい。

(事務局：工藤係長)

何軒か景観重要建造物の候補として、委員の皆様にご意見を伺うことを前提として、歴史的背景や建物の構造等、調査を進めている段階である。景観まちづくり刷新支援事業との兼ね合いで、まだ温めている状況である。今後も国の補助を受けながら調査を進め、優先順位を検討しながら委員のみなさまにお諮りしたいと考えている。

(北原会長)

確認だが、令和2年度の景観審議会において、新たな景観重要建造物の指定について、議題にあがるということによいか。

(事務局：工藤係長)

はい。景観重要建造物に指定し、保全していくことは重要と考えている。来年度の景観審議会においてお諮りすることも検討している。

【報告第3号】「景観まちづくり刷新支援事業について」

○説明事項

事務局より景観まちづくり刷新支援事業の進捗状況について報告。

(北原会長)

景観まちづくり刷新支援事業について、今年度で終了するということであるが、説明があった報告第3号について、委員の皆様、ご質問やご意見がありますか。

一点確認させていただきたいのだが、吉野町の道路の美装化について、ハッピードラッグの脇の、一戸時計店へつながる道路を歩行者専用道路にするという記録を見た覚えがあるが、その道路は美装化しないのか。

(事務局：中田課長)

この事業で実施済である。

(中坪委員)

景観計画の102ページの表現について、「市内の推進体制を構築します」となっているが、すでに構築しているのではないか。

(事務局：工藤係長)

景観計画策定時の表現であり、現時点で設置しているので適切に文章を修正させていただく。

(前田委員)

昨年10月に私が所属している公益社団法人日本建築家協会での全国大会を弘前で開催した。大変お世話になり感謝している。延べ千人近くの方が弘前を訪れ、非常にお褒めの言葉をいただいた。それも弘前市、景観審議会の委員の力であり、高い意識レベルの表れであると、非常に誇らしい気持ちになった。感謝の気持ちを込めてご報告させていただきたい。

(吉沢委員)

市民中央広場整備の進捗状況をお知らせください。広場整備は見えていますが、残されている建物が見受けられる。お答えできる範囲でいいので、進捗状況についてお知らせください。

(北原会長)

応えられる範囲でいいので、事務局お願いします。

(事務局：中田課長)

現在、隣接する第五十九銀行本店本館前の歩道を拡張しており、そちらは県道である。そちらの交渉を県で行っており、それが終わってから市との交渉になる。県の状況を待っている段

階である。

(北原会長)

県の都市計画課の浅利さんは状況を把握しているか。

(青森県都市計画課 浅利主幹)

電線地中化と合わせた都市計画道路の整備であり、当課の所管であるが、直近の詳しい状況までは今把握はしていない。

(北原会長)

交渉が止まっているわけではないと確認できたので、ありがとうございます。他に質問はございますか。

先ほど多言語の案内板の話があったが、今後、中国も本土と台湾で使用言語が異なるし、韓国語、英語も必要である。どんどん言語が増えると情報量が多すぎて、看板に字が多くなり、景観阻害要因になる懸念がある。インバウンドの方々向けに QR コードで説明する等の対応をしたほうがよいのではないか。

(事務局：工藤係長)

現在、5か国語で表記している。訪日外国人観光客はスマートフォンをお持ちなので、会長がおっしゃる対応も今後考えられる。看板のデザイン性や周りの風景も勘案し、考えていく必要もある。

(北原会長)

いずれそのような対応が必要な時代になっていくのではないか。他にご意見ございませんか。

(青森県都市計画課 浅利主幹)

議案第1号の時に言えばよかったのですが、資料1の14ページに眺望景観保全地区の図が示されています。その図の左下の部分、鱒ヶ沢町にあたる部分であるが、「県の景観計画で規制予定」とございます。これは、弘前市で眺望の高さ分析をされた際に、行政界を跨いだ規制が必要となると判明し、鱒ヶ沢町は景観条例を持っていないため、県の景観条例で対応できないか、相談があったものである。これに対応するよう、ちょうど昨日、県で景観計画を変更した。弘前市の体制と合わせて、大森勝山の景観保全は大丈夫である旨ご報告する。

(北原会長)

ありがとうございます。視点場から見えてしまうので、連携した対策が必要となる。中尊寺が世界遺産になる際、平泉町と隣の一関市が関わってきた。隣の一関市は景観計画を策定していたので対応できたが、近隣の自治体が景観計画を策定していない場合、県が対応すること

となる。今回、県で対応したということで、感謝申し上げる。

他にありますか。なければ、本日の案件の審議はこれで終了とさせていただきます。
来年度の景観重要建造物の諮問を楽しみにしている。